
何のための権利保障か？

東京大学大学院教育学研究科
バリアフリー教育開発研究センター特任助教
飯野 由里子

私の専門はジェンダー/セクシュアリティ（フェミニズム）研究です。最近「LGBT ブーム」の影響もあってか、学生から「授業で性的マイノリティに関わるテーマを取り上げてほしい」といった要望を受けたり、自治体から研修の依頼を受けたりすることが増えてきました。以下では、私がこうした場でどのような話をしているのかを紹介します。

一般的に、性的マイノリティの権利保障の動きが始まったのは 2000 年代に入ってからだといわれています。ですが、国連の場ではそれより少し前の 1990 年代に重要な議論が始まっています。たとえば、1994 年、国連は性的マイノリティの権利に関して画期的な判断を下しています。自由権規約人権委員会が、男性同士の性行為を犯罪化するタスマニア州刑法はプライバシーの権利（規約第 17 条）に干渉しており、規約違反だと判断したのです（註 1）。人権委員会はさらに踏み込み、規約中にある「性（sex）」には性的指向も含まれると述べました（註 2）。トゥーネン対オーストラリア事件と呼ばれるこの事件をきっかけに、国連の中では性的指向に基づく差別が人権問題として考えられるようになります。

こうした画期的な判断が下された背景には何があったのでしょうか。女性の運動や女性の人権に関心を持っている人であれば、1994 年は、国連においてセクシュアリティが人権や人間開発（註 3）の問題として捉えられるようになった時期だということに気づくでしょう。同じ年にカイロで開催された国際人口開発会議（ICPD）で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康・権利）概念が提唱されたことはよく知られています（註 4）。その他、1994 年は、国連人権理事会が女性に対する暴力に関する国連特別報告者（註 5）を初めて任命した年でもあります。これは、女性に対する暴力と女性のセクシュアリティの管理との間にある密接な関係が国際的に認知されていく上で重要な出来事でした（註 6）。

ここから読み取ることができるのは、女性のリプロダクティブ・ヘルス/

ライツや女性に対する暴力の問題と、性的マイノリティの権利保障の問題は別々の問題ではなく、どちらも「どのような視点からセクシュアリティの問題を扱うのか」をめぐり 1990 年代半ばに国連で起きた大きな転換と関わっている、ということです。つまり、両者とも、セクシュアリティを公衆衛生や社会秩序のために制限・規制すべき何かとしてではなく、人々の生き方の幅を広げる上で重要かつ積極的な側面として捉えようとする視点をその根底にもっているのです。

このように、性的マイノリティの権利保障に関する議論はすでに 1990 年から始まっていたわけですが、それが具体化・活発化したのは 2000 年代に入ってからになります。その大きなきっかけになったとされているのが、2006 年 11 月に採択された「ジョグジャカルタ原則」（正式名称は「性的指向並びに性自認に関連した国際人権法の適応上のジョグジャカルタ原則」）です。元国連人権高等弁務官をはじめ、国連人権機関などの専門家によってつくられたこの国際文書では、すでにある人権条約にあげられた権利が、性的指向と性自認の問題にどう関係していて、国はどのような措置を取るべきかが、29 の原則にまとめられています（註 7）。

その後いくつかの段階を経て、性的マイノリティの権利保障の動きは、2016 年に国連人権理事会が、性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護に関して調査・監視・報告・勧告を行う独立専門家を任命するまでに至っています（註 8）。女性に対する暴力に関する専門家の任命から 22 年経って、ようやくここまできたといえます。もちろん両者を単純に比較すべきではありませんが、この事実は、国連の中で性的マイノリティの権利保障を進めていくことがいかに難しいことだったのかを物語っているといえます。

日本国内でも、国際的な動きに応答するかたちで、性的マイノリティの権利保障に向けた取り組みが進められています。国会では、性的マイノリティに関する法律の制定が検討されていますし、各省庁から出されるガイドライン等の中で、性的マイノリティの存在が言及されることも増えてきました。地方自治体レベルでも性的マイノリティの権利保障は重要なテーマとなってきました。同性パートナーシップ制度を導入する自治体の他、独自の差別禁止条例を制定する自治体も出てきました。さらに、不必要な性別欄を廃止しようという動きも広まってきました。

ここまで、性的マイノリティの権利保障をめぐる国内外の動きを紹介してきました。こうした「情報」を知っておくことは有益ですが、私はそれ以上に、権利保障が何のために必要なのかを理解することが大切だと考えています。その際、権利保障とは特定の集団（たとえば、性的マイノリティ）に「特別な権利」を与えることではないという点をまずおさえておく必要があります。むしろ権利保障とは、社会の中で多数派の側にいる人びとが、意識することもなく当たり前前に享受している権利を多数派から外れる人たち（少数派）は享受できないでいるという前提に立った上で、彼ら/彼女らの権利が守られるよう社会を整備することを意味します。

なぜ、わざわざ社会を整備しなおさなければならないのでしょうか。実は私たちの社会は、多数派のあり方や生き方を「標準」とし、「標準」的な人にとって都合のよい制度や慣習、環境を作り出してしまおうという偏りをもっています。そうした偏りの結果として、いまの社会は「標準」から外れる人たち（少数派）にとって暮らしにくい場、不都合が生じやすい場になっています。先に紹介した法律や条例は、社会の中に存在する偏りを是正するためのツールのひとつです。したがって、法律や条例さえできれば自動的に社会の偏りがなくなるというわけではありません。また「法律や条例で禁止されていることさえやらなければそれでよい」という限定的な理解にとどまってしまうと、表面的な偏りしか是正することができないでしょう。むしろわたしたちは法律や条例（あるいは、それらの制定に向けた議論）をきっかけとして、次のような理解や態度の醸成を促していく必要があります。

- 1.多数派のあり方とは異なる人もたくさんいるということを、まず理解すること。多数派と異なっているから（あるいは、自分と異なっているから）という理由で、相手の存在を否定しないこと。
- 2.わたしたちのいまの社会は、多数派のあり方を基準に設計されているということに目を向けること。
- 3.そうした設計時の偏りが「偏り」として認識されず放置されているからこそ、少数派はいまの社会のままでは生きにくくなっていると考えてみることに。この意味で、多数派とは、単に構成員の数が多き集団なのではなく、社会のあり方を決定する力をもっている集団であることを意識すること。

加えて、性的マイノリティをめぐる問題に取り組むにあたっては、ジェン

ダーやセクシュアリティに関わる差異は、必ずしも目に見える形で判別できるわけではないという点をおさえておくことも大切です。自分と同じように見えるからといって、相手もまたシスジェンダー（註 9）の異性愛であるとは限りません。カミングアウトしている人がいないからといって、自分の街に職場に学校に、自分と異なる性的指向・性自認をもつ人がいないというわけではありません。自分の目に「男性のように」見えるからといって、相手をつねに「男性扱い」してよいわけではありません。

それにもかかわらず、私たちはふだんのコミュニケーションの中で、性的マイノリティのことをその場にいない存在であるかのように語っていないでしょうか？ カミングアウトしている人だけがその場にいる性的マイノリティだと考えていないでしょうか？ 相手の性別を断定するような対応をしていないでしょうか？ 何気ないやりとりの中にも社会の中の偏りが反映されています。ふだんのコミュニケーションのあり方を点検し、そこに存在している偏りを意識し、それらをなくしていく努力をする。一見ささいに思えるこうした取り組みも、実は性的マイノリティの権利の保障へとつながっている可能性があるのです。

註

- 1) Toonen v. Australia, U.N. Doc. CCPR/C/50/D/488/1992(1994), para.8.2.
- 2) Ibid., para. 8.7.
- 3) 人間開発とは、人々の選択肢の幅を拡大することを目的に、人々が人生においてできること、なれるものの幅を広げていける環境づくりを行うことを指す。
- 4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念は、翌年 1995 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議（北京会議）において、すべての個人とカップルが有する人権の一部であるとされた。
- 5) 特別報告者（special rapporteur）とは、国際連合人権理事会から任命され、特定の国における人権状況や主題別の人権状況について調査・監視・報告・勧告を行う専門家のこと。独立専門家（independent expert）と呼ばれることもある。女性に対する暴力に関する国連特別報告者を初めて務めたのはラディカ・クマラスワミ（任期は 1994 年～2003 年）である。
- 6) 1997 年に出された「女性に対する暴力に関する特別報告書」（United Nations Economic and Social Council 1997）でクマラスワミは「異性

愛以外のあり方でセクシュアリティを生きる女性」に初めて言及し、彼女たちに対する暴力は「コミュニティによって承認されていない方法で性の自己決定（sexual autonomy）を行使したために女性に課されたより広範囲の暴力の一部」とみなすとした。

- 7) 「ジョグジャカルタ原則」はその後、2017年11月にいくつかの新たな原則を追加するかたちで更新された。詳細は以下を参照。
http://yogyakartaprinciples.org/wp-content/uploads/2017/11/A5_yogyakartaWEB-2.pdf
- 8) 初代独立専門家は「ジョグジャカルタ宣言」が採択された国際会議で議長を務めた人権法の専門家ヴィティト・ムンターボーン（任期は2016年～2017年）が、現在は法学者のヴィクター・マドリガル＝ボーロツが務めている（2018年～）。
- 9) シスジェンダーとは、生まれた時に「こうだ」とされた性別と、いまの自分が「こうありたい」と思っている性別が同じであることを指す。